

## 「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	一般廃棄物処分業許可（更新許可含む）	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項又は第7項	
所 管 課	環境事業部 資源循環推進課	
審 査 基 準	<p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条第10項の規定に適合しているか。</p> <p>2. 法施行令第3条の規定に適合しているか。</p> <p>3. 法施行規則第2条の4の規定に適合しているか。</p> <p>4. 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第18条の4第2項の規定に適合しているか。</p> <p>5. 堺市一般廃棄物処分業に係る許可等事務取扱要領第9条の規定に適合しているか。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書を受理した日の翌日から起算しておおむね2か月
	標準処理期間を設定できない理由	

## < 関係法令（抜粋） >

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

（一般廃棄物処理業）

#### 第七条

- 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
  - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
  - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。
  - イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
    - (1) 一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
    - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
  - ロ 一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
  - ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
  - ニ 船舶を用いて一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、環境省令で定めるところにより、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する船舶である旨その他の事項をその船体の外側に見やすいように表示し、かつ、当該船舶に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。
  - ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの（以下「石綿含有一般廃棄物」という。）の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。
  - ヘ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
    - (1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
    - (2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
    - (3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
  - ト 石綿含有一般廃棄物の積替えを行う場合には、積替えの場所には、石綿含有一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- チ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。
- リ 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
  - (1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
    - (イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
    - (ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
  - (2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
    - (イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
    - (ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。
    - (ハ) その他必要な措置

- (3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ヌ 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、トの規定の例によること。
- ル 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号ニにおいて「一般廃棄物処理計画」という。）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。
- 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。
- イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。
- ロ 一般廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ロの規定の例によること。
- ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。
- ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。
- ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。
- ト 石綿含有一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。
- (1) 石綿含有一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。
- (2) 石綿含有一般廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。
- 三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ（ワに規定する場合にあつては、(1)を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。
- イ 埋立処分は、次のように行うこと。
- (1) 地中にある空間を利用する処分の方法により行つてはならないこと。
- (2) 周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
- ロ 一般廃棄物（ヌ(2)に規定する水銀処理物を除く。）の埋立処分を行う場合には、埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な環境省令で定める設備の設置その他の環境省令で定める措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。
- ハ 埋め立てる一般廃棄物（熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したものを除く。）の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が一万平方メートル以下又は埋立容量が五万立方メートル以下の埋立処分（以下「小規模埋立処分」という。）を行う場合は、この限りでない。
- ニ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ホ 埋立処分を終了する場合には、ハによるほか、生活環境の保全上支障が生じないように当該埋立地の表面を土砂で覆うこと。
- ヘ 浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥

及びし尿の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、次のいずれかによること。

(1) し尿処理施設（浄化槽を除く。以下同じ。）において焼却し、又は熱分解を行うこと。

(2) し尿処理施設において処理（焼却すること及び熱分解を行うことを除く。(3)において同じ。）し、当該処理により生じた汚泥を含水率八十五パーセント以下にすること。

(3) し尿処理施設において処理し、当該処理により生じた汚泥を焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、前号への規定により再生し、又は処分すること。

チ 石綿含有一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 最終処分場（第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有一般廃棄物が分散しないように行うこと。

(2) 埋め立てる石綿含有一般廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

リ 石綿含有一般廃棄物を前号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ヌ 水銀処理物（第一条第一号の二に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（同条第一号の三の環境省令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。(2)及び(3)において同じ。)の埋立処分を行う場合には、次によること。

(1) 水面埋立処分を行ってはならないこと。

(2) 水銀処理物（水銀の溶出についての基準であつて環境省令で定めるものに適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

(3) 水銀処理物（(2)に規定するものを除く。）の埋立処分を行う場合には、ロによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

ル 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号ロの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ヲ 感染性一般廃棄物を第四条の二第二号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ワ ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。

(1) ばいじん等が大氣中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等必要な措置を講ずること。

(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。

(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

四 一般廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

## ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

（一般廃棄物処分業の許可の基準）

第二条の四 法第七条第十項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分（埋立処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 浄化槽（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。）、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。
- (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
- (2) 削除

ロ 申請者の能力に係る基準

- (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

## ○堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第25号）

（一般廃棄物処理業の許可基準）

### 第18条の4

2 法第7条第6項の規定による許可若しくは法第7条第7項の規定による許可の更新又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可（以下この項及び次項において「一般廃棄物処分業の許可等」という。）をする場合の基準は、法第7条第10項各号（これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が自らその事業を実施する者であること。
- (2) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が、市内に事務所を有していること。
- (3) 一般廃棄物処分業の許可等の申請者が、本市が課税した市税、消費税、地方消費税及び所得税（法人にあっては法人税）を滞納していないこと。

## ○堺市一般廃棄物処分業に係る許可等事務取扱要領

(許可基準)

第9条 規則第18条の4第3項の規定により市長が別に定める一般廃棄物処分業の許可等に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 省令第4条に規定する一般廃棄物処理施設又は次の技術上の基準に適合した施設であること。

ア 全ての処理施設

省令第4条第1項第1号から第6号まで及び第15号の技術上の基準に適合した施設であること。

イ 焼却施設

処理方法及び施設の規模に応じて省令第4条第1項第7号の技術上の基準に適合し、かつ大気汚染防止法、ダイオキシン類特別措置法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の排出に関する基準及び設備に関する基準に適合した施設であること。

ウ 焼却施設以外の処理施設

前号に該当しないその他の処理施設にあつては、施設の種類ごとに省令第4条第1項第8号から第14号までの技術上の基準に適合した施設であること。

(2) 処理を受託した一般廃棄物は全て資源化又は処理後物が確実に資源化できる性状であること。

(3) 腐敗性の廃棄物は、屋内又は密閉容器で保管し、速やかに処理を行うものであること。

(4) 排出者と当該申請内容に係る一般廃棄物処理に関する委託契約の見込みが確実であること。

(5) 申請者が、財団法人日本環境衛生センター又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催の一般廃棄物若しくは産業廃棄物処分業に関する講習会を終了しているとともに当該終了が許可申請書の申請日以前2年を経過していないこと。ただし、更新許可又は変更許可に係る申請の場合はこの限りでない。

(6) 更新許可申請の場合は、許可期間中に処理実績があること。